

皆さまご存じの通り、前月に大相撲八百長問題が発覚し、大阪場所中止が宣言されました。初場所を観戦したばかりの相撲ファンの私としては切歯扼腕の思いです。

以前、某幕内力士と両国ですれ違いツーショット撮影しました。それを長らく事務所応接室に掲示していましたが、現在撤去しています。いつの日かそれを再掲示できる日が訪れますように・・・



認知症サポーター交流会に出席しました

去る2月5日、社会福祉法人うらら「みずべの苑」地域包括支援センター（北区志茂3丁目）で行われました「認知症サポーター交流会」に出席して参りました。

バックナンバーでご紹介したように、私は昨年11月30日、北とぴあにて王子地域包括支援センター主催による認知症サポーター養成講座を修了、証しとしてオレンジリングを拝受しました。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人を指します。

北区は23区中、高齢化率トップです。一介の行政書士として相続・遺言・成年後見など通常業務を執行するにとどまらず、生粋の北区っ子としてできることはないだろうかと考え、サポーターの資格を取得しました。

果たして自宅から至近のみずべの苑からご案内を受取り、初めてサポーターとして交流会に参加したのです。まずロールプレイ方式で、ゴミ出しの曜日を間違えてしまう認知症の方への対応例、また自宅に居ながら「ここが自宅でない」と主張し、妻の顔を認識できなくなっている認知症の方への対応例において、どのように声掛け・行動をすればよいか、意見交換・グループ発表しました。休憩をはさみ隣席の人と少し会話したりし、後半はグループごとに「認知症の人が住みやすい街とは？」というテーマで話し合いました。

これについては、認知症に対する理解が地域・近所はもちろん、駅など公共の場でも必要であります。しかし昨今、地域意識が希薄となり特に高齢者に影響を与えます。かのサポーター養成講座にてサポーターを増やすのも大事ですし、高齢者の生き甲斐となり自由に出入りできる施設がもっと欲しい、さらには複雑な施設名称で施設概要が分かりにくいという意見もございました。また専門家・相談先を知りたいとも挙がりましたので、行政書士である私は交流会終了後に名刺交換しましたが見識を深めなければなりません。

現実に介護されているらしいご様子の方が、「頑張れ、と言われると腹がたつ。ただ話を聞いてもらいたい、と思う時がある」と仰っていました。これが本音と言うべきでしょう。

認知症サポーターとは、認知症の方に対してのみでなく取り巻く人々へのちょっとした気遣いが必要であると認識しました。3月14日にはみずべの苑で「ふれあいサロン」があるようですので、参加できればと願っています。もっとも体操やレクリエーションが主体ですので、運動音痴な私はお邪魔虫にならないように頑張りたいです(笑)。

相続講義特集（４）相続の承認と放棄

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

次の章、相続の承認と放棄について説明しますが、今回は「相続のいろは」という入門編の趣旨であることから、最も基本的な相続放棄の関連について説明します。

※ここで家庭裁判所で入手した相続放棄申述書を回し、「申述」と板書した。

相続放棄とはレジュメにありますように、財産の承継を全面的に拒否することであり、その効果として初めから相続人でなかったのと同じ状態となります。家庭裁判所に今、回している書類を申述、すなわち提出します。この申述書は家庭裁判所のホームページからもダウンロードできます。申述はそれを望む相続人が単独でできます。

さてそもそも相続放棄とは、何のためにすることが多いのでしょうか？ 簡単に言えば、借金など債権がある場合になります。相続放棄が認められると、家裁で放棄証明書を発行してくれます。これを債権者に見せれば債務を逃れられるのです。以上のように対債権者用の手段とすべきであり、借金などはないが単に「私の相続分はゼロでいい」という場合は、後の章で説明します遺産分割協議書の中でそのように記載すればよいのです。というのは、相続放棄の手続きは大変面倒臭く、内々の会議である遺産分割協議で一筆記載する方が、はるかに楽であるからです。これについては遺産分割の章で再度、説明しましょう。

次に「熟慮期間」という専門用語がございます。レジュメには「相続人が自己のために相続開始があったことを知った時から3ヶ月間をさす」とあります。相続人が自己のために相続開始があったことを知った時というのは、多くは被相続人が死んだことを知った時と解釈してよいでしょう。

※ここで「○ 知った時から3ヶ月、× 死んだ時から3ヶ月」と板書した。

死んだ時から3ヶ月ではなく、知った時から3ヶ月ということ覚えてください！ 皆さん、私が何でこんなに強調するかというと、相続人ごとに被相続人の死亡を知るタイムラグ（時間差）があるからなんですね。同居している家族なら父親の死をすぐ知ることはできますが、遠方で暮らしている兄弟は数日後にその死を知るかもしれませんね？ 民法はここで公平なルールを設けていて、3ヶ月間という熟慮期間の起算点は相続人ごとに異なる、すなわちスタートが違ってくるとしています。この3ヶ月の間で相続放棄をしたいのならすることができます。

一応、起算点については判例上、「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識したときから」と述べていることを申し添えておきます。

※そもそも相続選択の自由として単純承認・限定承認・相続放棄がありますが、今回は特に放棄について重点的に説明しました。時間の制約により単純承認・限定承認の説明は割愛させて頂きました（次号につづく）。

原状回復義務（敷金）を考える

部屋を退去する際、敷金の戻り具合は原状回復義務をいかに果たしているかによって決まります。だけど部屋をあんなに綺麗にしたのに、戻ってきた敷金がどうも少なすぎるのは何故かしら？ そんな日常的な疑問を抱いた方は多いかもしれませんね。

そもそも原状回復義務とは、善管注意義務（善良な管理者に要求される注意義務）に反し、通常の使用の範囲を越える場合に自己負担することを意味します。通常使用の具体例として、壁・畳・クロスなどの自然損耗、タンス・ベッドなど重量のある物の痕跡、画鋸の穴などが挙げられます。

しかしタバコのヤニやカビ、油污れの発生は善管注意義務違反のため借主がクリーニングしなければなりません。もっとも結露・カビは建物の構造上避け難い場合もあるので、すべて借主責任とは限りません。壁・床につけてしまったキズは前述と異なり故意・過失の損耗ですから、これらも貸主としては業者に依頼してもらいたいし、あるいは両者の話し合いで自己修理で済むこともありえるでしょう。クロスなどの貼り替えも場合によっては、全面でなく一部だけで済むこともありえますので、焦って取りかからないようにしましょう。

敷金だって大切な自分のお金！ できる限り返還してもらいたいのは当然です。日頃から手入れを怠らないようにすることはもちろん、退去時に貸主と立ち会って、修復に必要な箇所をきっちり点検する、さらに両者の意思疎通を欠かさないようにすることが肝要でしょう。

相続で知っておくとちょっと便利な話(12)

皆さんは信託制度をご存じでしょうか？ 信託とは、委託者から受託者へ委託者の有する財産を移転し、委託者の意図する目的を達成するために受託者が当該財産等を管理・処分し、その結果から得られる果実や財産そのものを受益者が享受する仕組みをいいます。

相続の考え方として、まず民法上の法定相続制度が存在し、次に法定相続に縛られない個人の自由意思を反映できる遺言制度が存在します。しかし遺言でも実現できない、いわば遺言の欠陥をカバーできる信託制度が注目されています。それでは個人の様々なニーズに柔軟に対応できるようになっています。

例えば、死んだ息子の子（すなわち本人にとって孫）に対して支援したいが、孫は幼少であり、嫁（孫の母）も若く再婚の可能性があったとします。嫁の介入を防いだ信託を設定するにはどうすればいいでしょうか？ 委託者と第一受益者はもちろん本人で、本人死亡後の第二受益者は孫とし、指図人は本人が受益者の間は本人、孫が受益者の間は未成年になるまでは孫の叔父としたりします。お分かりの通り、孫が未成年である場合、孫に遺贈されたものは嫁が親権により利用することができます。しかし信託設定により民法830条に基づき、指図人からも嫁を外す形をとることで、本人の「孫を気遣いたい」という意思を反映できるのです。

行政書士フェスタ 2011 の結果について

去る2月6日、東京都行政書士会主催により行われました。本年度の行政書士試験合格者K・Kさん(埼玉県)に参加するようおススメ、結果報告を頂戴しました。

Kさんはあるご縁により、11月の試験終了直後に富田事務所へ見学来所された方です。私から開業体験談を聞くだけでなく、将来の行政書士として幅広く知識をつかみ意識を向上して頂きたいと思えばこそでした。以下はKさんから又聞きしたフェスタのご報告を踏まえて、私の考えを挙げます。Kさん、どうも有難うございました。

行政書士会のイメージキャラクター、中村雅俊さんが開会式で挨拶されました。彼がドラマ「特上カバチ!!」に行政書士役で出演した際、演技中でも行政書士と弁護士の区分けを意識されていたとのこと。私自身については以前申し上げましたように、この月刊の事務所報を地域の皆さまに配達する際、「代書屋のお兄さん」などと声を掛けられます。行政書士とはそうした身近な存在であるべきだし、弁護士よりも敷居を低くし、相談を受けお仕事を頂く際も親身であるべしと考えています。

ゲスト、ジャガー横田さんと実際の行政書士のやり取りも興味深い内容だったようです。夫君が、知り合いから「金を貸して欲しい」と頼まれたのだが、どのような点に注意すべきか? もう1つは万が一、夫君に先立たれた場合、相続において知っておくべきことはどんな点か? その場に臨場した行政書士は、各々の質問につき確実にアドバイスした模様です。このように行政書士の相談業務は多岐に渡り、家庭的であるジャガーさんが何よりも夫君を気遣うように、本当に身近で誰にでも自然にありうるような内容が多いのです。私も弱冠、行政書士2年生ではありますが、「街の法律家」として信頼されるには日頃の実務研鑽が欠かせないと常に戒めております。

無料相談会（遺言・相続）のお知らせ

【日時】 3月26日(土) 午後1～4時 【会場】 行政書士富田賢事務所

【申込み】 富田事務所まで電話、FAX、メールのいずれかで予約。氏名・連絡のつく電話番号・希望時間帯(30分単位)を明記ください。当日の飛び込み相談もOKです。遺言の作り方、遺産分割協議など何でもご相談に乗ります!

平成23年3月1日発行(不定期発行) 第20号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ホームページ・ブログともに「行政、富田」により上位検索で出ます。

相続、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可